

第1条 BizSTATION 連続再振替サービス利用規定

1. BizSTATION 連続再振替サービス(以下「Biz 連続再振替サービス」といいます。)とは、BizSTATION 口座振替サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」を含みます。以下「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、引落日に資金不足のため引落しきれなかった明細において、第4条によりあらかじめ届け出のあった日程において、当行の営業日に連続して引落処理(以下「再振替」といいます。)を行うサービスのことを行います。
2. Biz 連続再振替サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 連続再振替サービス利用規定(以下「Biz 連続再振替サービス規定」といいます。)および BizSTATION 口座振替サービス 利用規定(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスに関しては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定とし、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」に関しては BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定とします。以下「Biz 口振関連規定」といいます。)を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」または「口座振替」に Biz 連続再振替サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 連続再振替サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz 連続再振替サービス規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 連続再振替サービスの内容

1. 引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、資金不足のため引落しきれなかった明細について、あらかじめお届けいただいた再振替開始日、再振替期間の指定方法、最終振替日に基づいて、当行の営業日に当行所定の方法で再振替を行うサービスのことをいいます。
2. Biz 連続再振替サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz 連続再振替サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz 連続再振替サービス対象とはなりません。
3. Biz 連続再振替サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼の引落日は、あらかじめ届け出のあった初回引落日の月1回のみとなります。月に複数回の取引依頼を行う場合は、引落日毎に異なる Biz 連続再振替サービスが登録されている委託者コードを指定するものとします。
4. 再振替開始日が、初回引落日よりも前になる場合および重複する場合は、初回引落日の翌営業日を再振替開始日として取り扱います。また、再振替開始日が最終振替日よりも後になる場合は、再振替は行いません。
5. 最終振替日が、次回(翌月)の引落日と重複した場合は、次回(翌月)の引落日の前営業日まで再振替を行います。
6. 再振替で引落した金額の合計額においては、再振替を行った日の翌営業日以降までに、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に基づき、委託者(収納企業)の預金口座に入金するものとします。
7. 再振替の引落結果は、当行所定の日以降に照会・ダウンロード(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に従い、口座振替引落結果を確認する事および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、口座振替収納取引の結果を受信する事も含みます。)できます。なお、再振替の引落結果における引落日は、再振替を行った日をセットします。
8. 再振替の取り扱いにおいては、BizSTATION エクスプレス口振サービス、BizSTATION ワンデーポート口振サービスの対象となりません。

第3条 手数料

1. Biz 連続再振替サービスにおける口座振替収納事務の取り扱いにあたっては、第4条によりあらかじめお届け出のあった方式に基づき当行所定の手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また Biz 口振至急通知サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます。かかる手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条に基づきお届け出いただく預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。かかる手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
2. 引落済みの手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 連続再振替サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 連続再振替サービスの利用を申込される方は Biz 連続再振替サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 連続再振替サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz 連続再振替サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. お客さまは、Biz 口振サービスのサービス取止めを行おうとする場合には、Biz 連続再振替サービスについても取止めを依頼するものとします。

第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 連続再振替サービスを取止めできるものとします。
 - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
 - (2) お客さまが Biz 連続再振替サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条第6項その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 連続再振替サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 連続再振替サービスは、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
4. BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 連続再振替サービスによる取引に主に使用する口座が解約されたときは、Biz 連続再振替サービスの契約は当然に終了するものとします。

第6条 関係規定の適用

Biz 連続再振替サービス規定および Biz 口振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第7条 サービス内容または規定の変更

Biz 連続再振替サービスまたは Biz 連続再振替サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第8条 免責事項

当行が Biz 連続再振替サービスに基づく取り扱いを行うことについては、Biz 連続再振替サービスをお申込のお客さまが預金者(契約者)に対し充分な通知を行うものとし、また、この件について後日万一紛議が生じても当行は一切、賠償または費用負担の責を負いません。

第9条 補則

1. Biz 連続再振替サービス規定は 2021 年 9 月 13 日をもって「預金口座振替に関する特約書」に記載された内容から変更されたものです。
2. 2021 年 9 月 12 日以前に Biz 連続再振替サービスの利用を申込まれた方は、2021 年 9 月 13 日時点で Biz 連続再振替サービス規定の内容をご了承されたものとし、それ以降は Biz 連続再振替サービス規定が適用されるものとします。

以上